

非違行為防止への取り組みと地域に信頼される学校づくり

本校は大正3年の創立以来、幾多の有為な人材を輩出するとともに地域社会の文化的拠点として地域の熱い期待に応えてきました。松本大学・松本信用金庫・安曇野市と3領域と連携協定を結び、高いレベルの学習内容にも対応できる体制を整え、更に地域と連携した商品開発やマーケティング活動等の体験的な学習を通して教育内容の質的向上を図り、地域と協同しながら生徒の能力開発を進めてきました。また、商業科目の検定試験等を積極的に受験させ、全商検定3種目以上1級合格者数においては、常に県下トップクラスの実績をあげてきています。更に、検定合格と普通教科の基礎学力定着を背景に希望進路の実現に取り組み、特に就職においては公務員合格者を含む内定率100%を達成するなど、就職進学両面にわたり高い実績をあげています。クラブ活動においても運動系12クラブ、文科系12クラブが活動し、県大会あるいは北信越大会・全国大会に出場するクラブもあるなど好成績を残しています。

こうした本校の教育活動とその成果は、生徒の頑張りや職員の熱心な指導はもとより、保護者・卒業生・地域の方々の信頼と応援に支えられています。しかるに、最近の県下教職員による一連の不祥事は、学校教育に対する信頼を失いかねないものと憂慮しているところです。本校にあっては、すべての生徒が安心して安全な学校生活を送れるよう、いじめ・暴力・セクハラ・体罰等の防止を図りながら、さらには職員の非違行為防止に向け、下記のとおり校内ルールを設定して取り組んでおります。

職員一同、引き続き生徒・保護者・卒業生・地域社会等から一層の信頼を得られるよう努めてまいります。

令和元年5月1日 穂高商業高等学校職員一同

《児童生徒に対する「性的行為」の根絶のためのルール》

- (1) 児童・生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸教室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・部屋を1人の職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適切であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

◎ 校外・通報相談窓口

(1) 児童・生徒、保護者を対象

① 学校生活相談センター

電話番号：0120-0-78310「なやみいおう」（無料）24時間受付

メールアドレス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

子ども専用ダイヤル：0800-800-8035（無料）

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

(2) 教職員を対象

① 教職員通報・相談窓口

封書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて

メールアドレス：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

《職員による飲酒運転防止のためのルール》

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約し、一次会終了後、寄り道をしないで帰宅する。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事・管理職等は出欠一覧表に基づき、自家用車を利用する者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。